

日吉津村パブリックコメント募集結果報告書

件名		第7次日吉津村総合計画（素案）パブリックコメント
募集期間		令和3年2月1日12:00～令和3年2月15日13:00
結果	提出者数	1人
	意見数	1件
	提出方法 内訳	・持参 1件・郵送 1件・ファクシミリ 1件 ・電子メール 1件・電子申請 1件・その他（ ） 1件
意見等の概要と実施機関の考え方		
整理番号	意見等の概要	実施機関の考え方
1-1	<p>移住定住の促進における課題の住宅建築可能な土地が少ないことについて、「耕作条件不利地」＝「住宅建築可能な土地」と考えてはどうでしょうか。宅地として流通（売買）しやすい仕組みをつくることはできないのでしょうか。</p> <p>1）市街化調整区域を市街化区域へ変更する。</p>	<p>本村は米子市、境港市とで構成する米子境港都市計画区域の一部区域であり、区域内の人口が減少している状況の中で、市街化区域の拡大は困難な状況です。市街化区域内には、住宅建築可能な土地が残っていますが、宅地としての利用が進んでおりませんので、引き続き土地の掘起こし（売買の促進）を行い、宅地化を推進したいと考えております。</p>
1-2	<p>移住定住の促進における課題の住宅建築可能な土地が少ないことについて「耕作条件不利地」＝「住宅建築可能な土地」と考えてはどうでしょうか。宅地として流通（売買）しやすい仕組みをつくることはできないのでしょうか。</p> <p>2）一定条件を満たせば市街化調整区域の諸制限が緩和され土地が流通しやすくなる仕組みを村条例として検討する。</p>	<p>鳥取県で「鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例」が制定されています。日吉津村では平成21年9月に本条例に基づき、区域決定し、市街化調整区域においても、自己用住宅や兼用住宅の建築が可能となりました。区域の要件は、上下水道等のライフラインが整備されている区域となっております。この条例により規制緩和された区域内には、住宅建築可能な土地が残っていますが、宅地としての利用が進んでおりませんので、市街化区域と同様に、引き続き土地の掘起こし（売買の促進）を行い、宅地化を図りたいと考えております。なお、「耕作条件不利地」につきまして、農業施策と調整を図りながら、要件を満たす農地については、本区域に編入するなどの検討を行いたいと考えております。</p>

様式第 3 号 (第 9 条関係)

<p>1 - 3</p>	<p>「観光資源が乏しい本村にとって、通年で観光客を確保することが課題となっています。」とありますが、「国道 431 号沿道の大型商業施設を核とした様々な商業施設」、これこそが通年で客を確保する山陰でも有数の規模の、かつ当村最大の観光資源であり、課題は「観光資源が乏しい」ということではなく、「この観光資源を村としてどう生かすか」という点にあると思います。この観点からの課題把握、諸施策策定をされてはどうか、と思います。</p>	<p>国道 431 号沿道の商業施設等も含め、村全体として事業展開を図っていくことは重要であると認識しております。大型商業施設をはじめ、沿道の商業施設とも連携を図りながら、日吉津村の活性化に結び付くよう商工観光の振興に努めてまいります。</p>
<p>素案修正概要</p>		
<p>変更前</p>	<p>変更後</p>	<p>変更理由</p>
	<p>・1-1、1-2 については、素案の修正はありませんが、今後策定する「実施計画」(具体的事業)にご意見を反映させていただきます。</p> <p>・1-3 については、別添のとおりとなります。 (「基本計画」3 今後の方向性 (3) に②を追加)</p>	<p>・村全体での観光・交流人口の拡大を図ることを今後 10 年の指標とすることとしたため。</p>
<p>問合せ先 : 実施担当課 : 日吉津村総合政策課 電話番号 : 0859-27-5954 ファクシミリ : 0859-27-0903 電子メール : sougouseisaku@hiezu.jp</p>		